

公益社団法人八代市シルバー人材センター
専門部会設置要綱

第1条 公益社団法人八代市シルバー人材センター(以下「センター」という。)に次の専門部会を置き、別表に定める業務を担務する。

- (1) 事業活性化部会
- (2) 安全対策部会
- (3) 福祉・家事サービス部会
- (4) その他必要と認められる専門部会

第2条 専門部会は、原則として役職員及び会員で組織し、必要に応じて学識経験者等を加えることができる。

2 専門部会の構成は、1部会7人以内とする。

第3条 会議は部会長が招集する。

第4条 この規程の施行に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

(附 則)

この要綱の制定に伴い、従来の事業活性化委員会は事業活性化部会に、厚生・安全対策部会は安全対策部会に自動的に移行する。

(附 則)

この要綱は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公益社団法人設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。

別表

部 会 名	業 務 内 容
事業活性化部会	◇ 会員の増強と仕事の開拓 ◇ 事業の把握と今後の展開に関する研究 ◇ 各種イベントの企画運営に関する事 ◇ その他事業の活性化に資する事項
安全対策部会	◇ 安全に関する具体的対策の検討と実施 ◇ 事故の分析と事故防止策の検討 ◇ 会員の安全意識啓発のための方法の検討 ◇ 現場の巡回・指導 ◇ その他安全就業に関する事
福祉・家事サービス部会	◇ 会員の意識向上のための施策の検討・実施 ◇ 生活援助ワンコイン・ながいきサポート事業の運営に関する事 ◇ 子育て支援事業に関する事 ◇ 会員の研修に関する事 ◇ その他福祉・家事サービス事業に関する事
その他必要と認められる専門部会	◇ その都度必要と認められる事項の協議